

【平塚市まちづくり条例施行規則第47条「公園等の整備基準」関係】

担当 都市整備部 みどり公園・水辺課 21-9852

(目的)

- 1 この基準は、平塚市まちづくり条例第49条及び第54条並びに平塚市まちづくり条例施行規則第47条の規定に基づき、公園、緑地又は広場（以下「公園等」という。）の施設整備等について必要な事項を定める。なお、整備基準等については、公園施設整備基準を適用するものとする。

附 則

この基準は、令和元年10月1日から適用する。

次のページに「公園施設整備基準」があります。

公園施設整備基準

令和3年 4月 1日 施行

令和3年 3月31日 改定

平塚市 都市整備部 みどり公園・水辺課

目次

総則	1
（１．公園施設整備基準の適用）	2
（２．協議）	2
（３．用語の定義）	2
（４．公園等の設置の特例）	2
（５．公園の面積）	3
（６．公園の面積の除外）	3
（７．参考図書）	3
手続編	4
（公園施設整備の手続の流れ）	5
（１．協議申出書）	6
（２．協議済書）	6
（３．着手届）	6
（４．完了届）	6
（５．完了検査）	7
（６．提供公園の帰属手続き等）	7
（７．自主管理公園の管理手続き等）	7
様式１ 提供公園の施設整備に関する協議申出書（□当初 □変更）	8
様式２ 提供公園の施設整備に関する協議済書（□当初 □変更）	9
様式３ 提供公園の施設整備に関する着手届（□当初 □変更）	10
様式４ 提供公園の施設整備に関する完了届	11
様式５ 提供公園工事完了検査結果について（通知）	12
別表１ 提供公園の帰属手続き書類一覧表（１／２）	13
提供公園の帰属手続き書類一覧表（２／２）	14
様式６ 自主管理公園の施設整備に関する協議申出書（□当初 □変更）	15
様式７ 自主管理公園の施設整備に関する協議済書（□当初 □変更）	16
様式８ 自主管理公園の施設整備に関する着手届（□当初 □変更）	18
様式９ 自主管理公園の施設整備に関する完了届	19
様式１０ 自主管理公園工事完了検査結果について（通知）	20
様式１１ 自主管理公園の管理責任者届（□当初 □変更）	21
参考様式 工事完了検査調書（□提供公園 □自主管理公園）	19

施設整備基準編	22
（１．公園の配置及び形状）	23
（２．公園敷地内の公園施設）	23
（３．境界標の設置、管理）	23
（４．園路及び広場）	23
（５．植栽等）	24
（６．休養施設）	25
（７．遊戯施設）	25
（８．照明施設）	25
（９．給水施設）	26
（１０．排水施設）	26
（１１．柵及び擁壁）	26
（１２．瑕疵担保）	26
（１３．その他）	26
別表２ （１）公園面積（500 m ² 未満） 標準公園施設一覧表	27
（２）公園面積（500 m ² 以上 1,000 m ² 未満） 標準公園施設一覧表	28
（３）公園面積（1,000 m ² 以上 2,000 m ² 未満） 標準公園施設一覧表	29
（４）公園面積（2,000 m ² 以上 3,000 m ² 未満） 標準公園施設一覧表	30
別表３ 推奨樹種（高木、中木、低木、芝・地被類）一覧表	32
別表４ （参考）鉢容量及び植穴容量	33
別表５ （参考）支柱形式一覧表	34

総則

（１．公園施設整備基準の適用）

この公園施設整備基準（以下「本整備基準」という。）は、平塚市まちづくり条例第４９条及び第５４条並びに同施行規則第４７条の規定に基づき、公園、緑地又は広場（以下「公園等」という。）の施設整備等について必要な事項を定め、適用するものとする。

なお、国及び地方公共団体が整備する公園等については、開発行為により整備するものを除き、適用除外とする。また、公園等の面積が 3,000 ㎡以上を超えるもの及び土地区画整理法等により整備する公園は、原則として、本整備基準を準用するものとするが、別途協議を行うものとする。

（２．協議）

公園等の計画に際しては、手続編に記載の流れにそって、それぞれ必要な図書を添付し協議を行なう。

（３．用語の定義）

本整備基準における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

（１）公園

平塚市まちづくり条例第４９条及び第５４条に基づく、公園、緑地又は広場のうち、本市に無償提供する公園（以下「提供公園」という。）と、自ら管理をする公園（以下「自主管理公園」という。）を指す。

（２）緑地

平塚市まちづくり条例第４９条及び第５４条に基づく、公園、緑地又は広場のうち、緑地を指す。本整備基準の第４条（公園等の設置特例）に記載の緩衝緑地及び平塚市まちづくり条例５０条別表第２「敷地内の緑化」とは異義語を指す。

（３）広場

平塚市まちづくり条例第４９条及び第５４条に基づく、公園、緑地又は広場のうち、広場を指す。

（４．公園等の設置の特例）

公園等の設置特例を次のとおり定める。

（１）平塚市まちづくり条例第５４条第１項第１号により整備しなければならない公園のうち、建築物の用途が、寄宿舍及び下宿の開発事業の場合は、事業者は自主管理公園を整備するものとする。

（２）平塚市まちづくり条例第５４条第１項第３号により整備しなければならない公園等は、原則として、事業者は自主管理公園とする。また、市長が必要があると認める場合には、市長と当該公園等の管理について協定を締結すること。

ただし、建築物の用途が、物販及び飲食店舗の開発事業を除き、市長が認めた場合に

は、自主管理公園に代えて幅員 3 m以上の緩衝緑地として整備することができる。また、小学校、中学校、その他公的な用途を目的とする施設等の建築にあつては公園等の設置は不要とする。

(5. 公園の面積)

提供公園の面積は、1 5 0 m²以上とする。また、自主管理公園の面積は、9 0 m²以上とする。

(6. 公園の面積の除外)

提供公園及び自主管理公園の面積は、建ぺい率及び容積率の計算において開発事業区域面積から除外する。

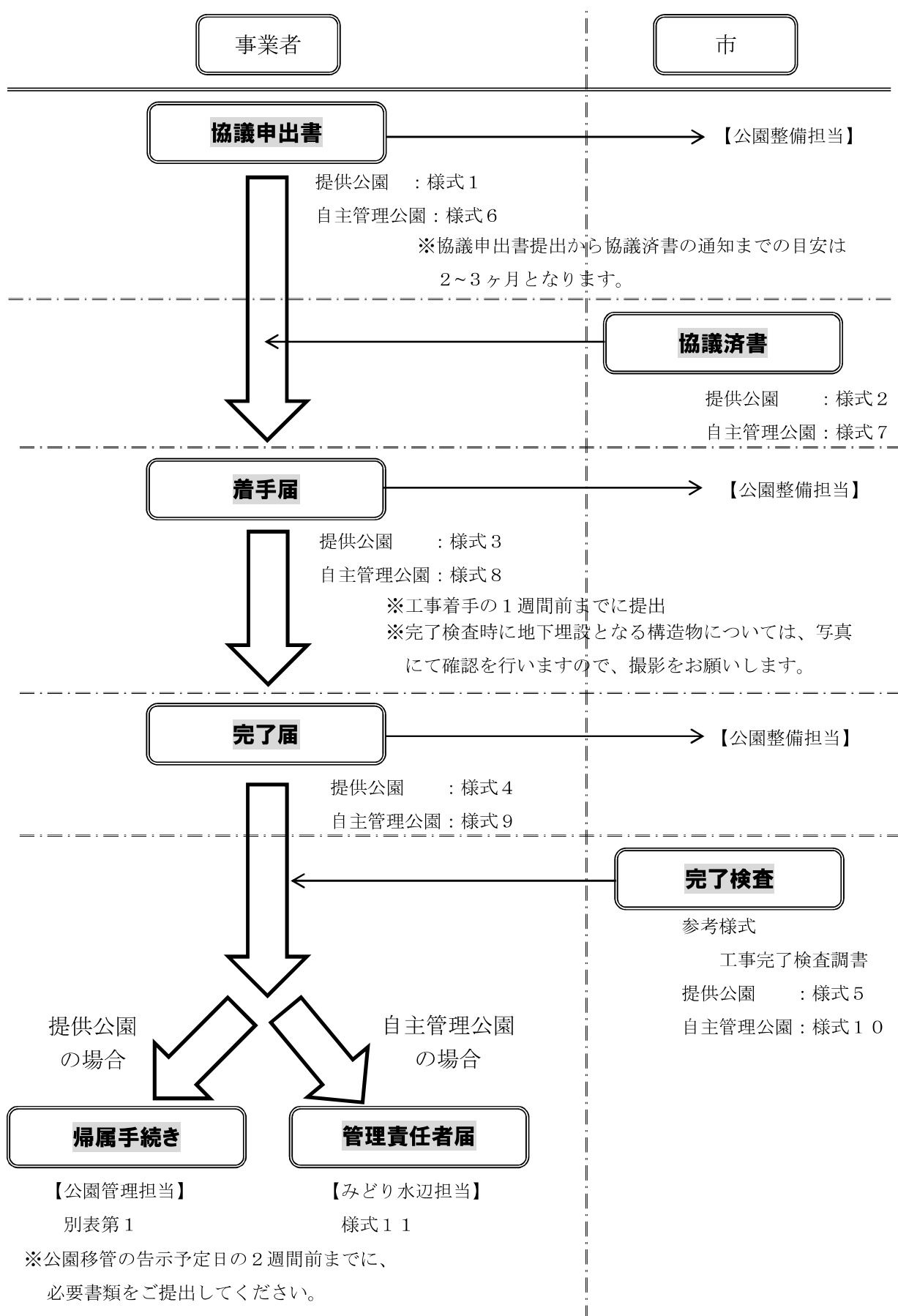
(7. 参考図書)

この基準において整備する公園等については、次の図書を参考とし、整備内容を協議すること。

- (1) 平塚市公園施設整備基準（施設整備基準編）
- (2) 平塚市公園施設標準図集
- (3) 平塚市都市公園条例
- (4) 遊具の安全に関する規準（JPFA-SP-S:2014） 【一般社団法人 日本公園施設業協会】
- (5) 都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン 【国土交通省】
- (6) みんなのバリアフリーまちづくり整備ガイドブック 【神奈川県保健福祉局福祉部地域福祉課】

手続編

(公園施設整備の手続の流れ)



(1. 協議申出書)

提供公園及び自主管理公園の計画に際して、次の各号に掲げる協議申出書にそれぞれ必要な図書を添付し、協議を行うものとする。

(1) 提供公園の施設整備に関する協議申出書（様式1）

添付図書：案内図、土地利用計画図、開発事業区域の求積図、提供公園の求積図、
提供公園計画平面図（施設計画平面図、植栽計画平面図、給排水計画平面図、電気設備計画平面図）、
構造図

(2) 自主管理公園の施設整備に関する協議申出書（様式6）

添付図書：案内図、土地利用計画図、開発事業区域の求積図、自主管理公園の求積図、
自主管理公園計画平面図（施設計画平面図、植栽計画平面図、給排水計画平面図、電気設備計画平面図）、
構造図

(2. 協議済書)

前第1項の協議完了後、協議済書（様式2、様式7）を交付するものとする。なお、施設整備内容について変更が生じた時は、速やかに協議変更申出書を提出するものとする。

また、その他協議内容に変更等が生じた時は、遅延無く協議を行うものとする。

(3. 着手届)

工事着手届は、工事着手1週間前までに提出すること。なお、使用する材料等について、次の各号に掲げる工事着手届にそれぞれ必要な図書を添付するものとする。

また、使用する材料等に変更等が生じた時は、遅延無く協議を行うものとする。

(1) 提供公園の施設整備に関する着手届（様式3）

添付図書：公園施設リスト（様式○）、メーカーリスト（様式○）、材料承認願（※材料
毎）

植栽調書（様式○）、占用物件リスト（様式○）

(2) 自主管理公園の施設整備に関する着手届（様式8）

(4. 完了届)

工事完了届は、公園が完成した段階で提出すること。なお、次の各号に掲げる工事完了届にそれぞれ必要な図書を添付するものとする。

(1) 提供公園の施設整備に関する完了届（様式4）

添付図書：公園完成平面図（施設平面図、植栽平面図、給排水平面図、電気設備平面図）、
構造図、公園の求積図、工事写真（※）

(2) 自主管理公園の施設整備に関する完了届（様式9）

添付図書：公園完成平面図（施設平面図、植栽平面図、給排水平面図、電気設備平面図）、
構造図、公園の求積図、工事写真（※）

※工事写真は、全景及び工種毎に着手前・施工中・完成後を撮影し、小黑板には、工事名、
工種等、測点（位置）、設計寸法、実測寸法、略図等の必要事項を記載するものとする。

（５．完了検査）

工事完了検査は、次の各号に定めるところによるものとする。なお、検査日の設定は、工事完了届の提出の際、完了検査日の協議を行い、設定するものとする。

- （１）検査は、検査員及び開発事業者等の現地立会いにより行うものとする。
- （２）検査対象は、公園敷地内の公園施設（工事目的物）とする。
- （３）検査内容は、現地立会いによる工事の出来形（形状、寸法、精度、数量、品質及び出来ばえ）、工事写真等の確認とする。
- （４）工事完了検査後、工事完了検査の結果について（様式５、１０）により通知します。なお、指摘事項（手直し等）があった場合、その事項の現地立会い若しくは写真確認をもって完了するため、速やかに報告をするものとする。
- （５）公園施設以外の検査については、それぞれの管理者により実施するものとする。例えば、雨水及び汚水の最終枳については、下水道経営課に依頼し、実施するものとする。

（６．提供公園の帰属手続き等）

提供公園の帰属手続きに必要な図書は、次の各号に掲げるものとし、提供公園工事完了検査の結果について（様式５）の通知により、完了と認められた日付以降及び公園移管の告示予定日の２週間前までに提出するものとする。なお、帰属手続きに必要な図書及び公園移管の告示予定日については、事前に協議を行うものとする。

（１）帰属手続き（開発行為）

帰属手続き（開発行為）に必要な図書は、別表第１に定めるところによる。

（２）電気・水道の申請手続き

提供公園に係る電気供給及び水道の給水申請は、開発事業者の負担により申請し、工事完了後、本市に帰属する。なお、所有者変更後の使用料請求書の宛先が「平塚市みどり公園・水辺課」、契約名義人が「〇〇〇公園」となるよう手続きをすること。

（３）寄附手続き（建築行為）

寄附手続きは、帰属手続の「公園用地帰属登記手続申請書」に代えて「公園用地寄附手続申請書」を提出するものとし、それ以外の提出図書は、帰属手続きの提出図書と同様とする。

（７．自主管理公園の管理手続き等）

自主管理公園の管理手続きに必要な図書は、次の号に掲げるものとし、自主管理公園工事完了検査の結果について（様式１０）の通知により、完了と認められた日付以降に提出するものとする。

また、管理責任者に変更が生じたときは、速やかに報告するものとする。

（１）自主管理公園の管理責任者届（様式１１）

様式 1

提供公園の施設整備に関する協議申出書 （□当初 □変更）

平成 年 月 日

（提出先）
平 塚 市 長

（事業者） 住 所
氏 名
電話番号

（代理人） 住 所
氏 名
担当人名
電話番号

平塚市まちづくり条例第 5 4 条第 1 項の規定に基づく、提供公園の施設整備について協議をしたいので、関係図書を添えて提出します。

- 1 開発事業の場所
- 2 開発区域の面積 m²
- 3 開発事業の目的

☐集合住宅等
☐宅地分譲
☐その他
- 4 公園の提供面積 m² × % = m²
- 5 添 付 図 書

☐案内図 ☐土地利用計画図 ☐開発事業区域の求積図
☐提供公園の求積図
☐提供公園計画平面図
 (☐施設計画平面図 ☐植栽計画平面図 ☐給排水計画平面図 ☐電気設備計画平面図)
☐構造図
- 6 工事予定期間 平成 年 月 日 から 平成 年 月 日 まで
- 7 特 記 事 項

（協議済年月日） 平成 年 月 日
（ 決 裁 日 ） 平成 年 月 日

課 長	（公園整備） 担当長	（公園整備） 担当者	合 議
			公園整備担当
			公園管理担当長
			公園管理担当

様式 2

提供公園の施設整備に関する協議済書 （☐当初 ☐変更）

平成 年 月 日

様

平塚市長 落合 克宏

平塚市まちづくり条例第 5 4 条第 1 項の規定に基づく、提供公園の施設整備について協議が完了しましたので、次のとおり回答します。

記

- 1 提供公園の公園名は、_____公園とします。
- 2 工事着手届は、工事着手 1 週間前までに提供公園の施設整備に関する着手届（様式 3）を提出して下さい。
- 3 施設整備内容について変更が生じた時は、速やかに協議変更申出書を提出して下さい。
- 4 その他協議内容に変更等が生じた時は、遅延なく協議を行って下さい。
- 5 公園等工事完了後、提供公園の施設整備に関する完了届（様式 4）を提出して下さい。
- 6 提供公園の施設整備に関する完了届（様式 4）の提出の際、完了検査日の協議を行って下さい。
- 7 本市に提供する公園等の帰属手続きに必要な図書は、提供公園工事完了検査の結果について（様式 5）の通知により、完了と認められた日付以降及び公園移管の告示予定日の 1 週間前までに提出して下さい。なお、帰属手続きに必要な図書及び公園移管の告示予定日については、事前に協議を行って下さい。

以 上

（事務担当はみどり公園・水辺課公園整備担当（電話 0463-23-1111 内線 2516））

様式3

提供公園の施設整備に関する着手届 (□当初 □変更)

平成 年 月 日

(提出先)
平塚市長

(事業者) 住 所
氏 名
電話番号

(代理人) 住 所
氏 名
担当者名
電話番号

平塚市まちづくり条例第54条第1項の規定に基づく、提供公園の施設整備について下記のとおり、工事に着手しますので、関係図書を添えて提出します。

1 開発事業の場所

2 公 園 名

3 施 工 業 者 住 所

氏 名

担当者名

電話番号

4 添 付 図 書 □公園施設リスト(様式〇〇) □メーカーリスト(様式〇〇)
□材料承認願い(※材料毎)
□植栽調書(様式〇〇) □占用物件リスト(様式〇〇)

5 工 事 期 間 平成 年 月 日 から 平成 年 月 日 まで

6 特 記 事 項

(決 裁 日) 平成 年 月 日

課 長	(公園整備) 担当長	(公園整備) 担当者	合 議
			公園整備担当

様式 4

提供公園の施設整備に関する完了届

(提出先)
平 塚 市 長

平成 年 月 日

(事業者) 住 所
氏 名
電話番号

(代理人) 住 所
氏 名
担当者名
電話番号

平塚市まちづくり条例第54条第1項の規定に基づく、提供公園の施設整備について下記のとおり、工事が完了したので、関係図書を添えて提出します。

1 公 園 名

2 完了年月日 平成 年 月 日

3 添 付 図 書 ☐公園完成平面図
(☐施設平面図 ☐植栽平面図 ☐給排水平面図 ☐電気設備平面図)
☐構造図 ☐公園の求積図 ☐工事写真

(決 裁 日) 平成 年 月 日

課 長	(公園整備) 担当長	(公園整備) 担当者	合 議
			公園整備担当 公園管理担当長 公園管理担当

様式 5

平成 年 月 日

様

平塚市長 落合 克宏

提供公園工事完了検査結果について（通知）

平塚市まちづくり条例第 5 4 条第 1 項の規定に基づき、設置をしていただきました提供公園の工事完了検査結果について次のとおり通知します。

記

1 公 園 名

2 完了検査日 平成 年 月 日

3 検 査 結 果 ☐ 工事の完了を認めます。
☐ 指示事項（手直し等）有り。
（
（指示事項確認日：平成 年 月 日）

4 指示事項（手直し等）があった場合、その事項の再検査若しくは写真確認をもって完了とするため、速やかに報告をして下さい。

5 完了と認められた提供公園は、帰属手続きに必要な図書（別表第 1）を提出して下さい。

以 上

（事務担当はみどり公園・水辺課公園整備担当（電話 0463-23-1111 内線 2516））

提供公園の帰属手続き書類一覧表（1／2）

提出図書名称	規 格	縮 尺	提出部数		適 用
			原本	写し	
公園用地帰属（寄附）登記手続申請書			1		
土地所有権移転登記嘱托承諾書			1	1	
登記簿謄本（全部事項証明書）			1	1	新しく平塚市に帰属する土地に関するもの（所有権以外の権利が設定されていないこと）
印鑑登録証明書			1	1	
資格証明書			1	1	代表者事項証明書等（法人のみ）
住民票			1	1	市外在住者のみ（個人）
案内図（位置図）				6	開発区域及び公園区域が分かるもの
公図写し			1	1	
地積測量図				2	法務局規定書式
境界査定（確定）図		1/250		2	官民（道路）境界（市：土木総務課にて配布）
土地境界査定承諾書			1	1	法務局提出用（隣地地権者の認印必要）
開発事業に関する協定書写し				2	開発適合承認書でも可
登記原因証明情報			1	1	
完成平面図	※JIS規格に準拠 A-300 片面720、442° (A10rA2)	1/100~1/500		1	記載内容は、土木製図基準（土木学会）に準拠
求積図	※JIS規格に準拠 A-300 片面720、442° (A10rA2)	1/100~1/500		1	工事完了後、隣地境界・境界杭を確認し、座標値により作成（座標値は、道路境界査定に使用した数値と適合させること）
施設平面図	※JIS規格に準拠 A-300 片面720、442° (A10rA2)	1/100~1/500		1	記載内容は、土木製図基準（土木学会）に準拠
植栽平面図	※JIS規格に準拠 A-300 片面720、442° (A10rA2)	1/100~1/500		1	記載内容は、土木製図基準（土木学会）に準拠
給排水・電気設備平面図	※JIS規格に準拠 A-300 片面720、442° (A10rA2)	1/100~1/500		1	記載内容は、土木製図基準（土木学会）に準拠
構造図	※JIS規格に準拠 A-300 片面720、442° (A10rA2)	1/10~1/50		1	記載内容は、土木製図基準（土木学会）に準拠
各図面データ（CD-R、DVD-R等）	XDW,PDF,SFC形式		1		

提供公園の帰属手続き書類一覧表（2／2）

提出図書名称	規 格	縮 尺	提出部数		適 用
			原本	写し	
図面集	中綴じ製本 (A4)		1		
完成平面図	紙材、サイズ (A3)	1/100~1/500		4	
求積図	紙材、サイズ (A3)	1/100~1/500		4	
構造図	紙材、サイズ (A3)	1/10~1/50		1	建築物の場合は、3部 (財産引継書及び管理用)
公園施設リスト				1	
メーカーリスト				1	
植栽調書 (植栽別リスト)				1	
保証書リスト				1	
保証書	工作物、遊具、植栽等		1		
工事費リスト	本体、組み立て、配管、搬入等含む				建築物のみ
《水道》					
給水装置所有者変更届			1		旧所有者欄に押印済みのもの
水栓番号写し				1	
給水装置工事申込書・承認申請書				1	整備時のもの
《電気》					
使用申込書				1	施工時に工事電気業者が手続きしている場合
電気お客様番号写し				1	
《第三者占有物件》					
占有物件リスト				1	位置図、構造図、物件名、数量、設置者住所、代表者氏名、連絡先が確認可能なもの

※平塚市が指定する様式は、市（みどり公園・水辺課）のホームページからダウンロードしてください。

様式 6

自主管理公園の施設整備に関する協議申出書 (□当初 □変更)

平成 年 月 日

(提出先)
平 塚 市 長

(事業者) 住 所
氏 名
電話番号

(代理人) 住 所
氏 名
担当人名
電話番号

平塚市まちづくり条例第 5 4 条第 1 項の規定に基づく、自主管理公園の施設整備について協議をしたいので、関係図書を添えて提出します。

- 1 開発事業の場所
- 2 開発区域の面積 m²
- 3 開発事業の目的

☐集合住宅等
☐宅地分譲
☐工場 ☐倉庫 ☐社会福祉施設 ☐医療施設
☐その他 ()
- 4 公園の設置面積 m² × % = m²
- 5 添 付 図 書

☐案内図 ☐土地利用計画図 ☐開発事業区域の求積図
☐自主管理公園の求積図
☐自主管理公園計画平面図
(☐施設計画平面図 ☐植栽計画平面図 ☐給排水計画平面図 ☐電気設備計画平面図)
☐構造図
- 6 工事予定期間 平成 年 月 日 から 平成 年 月 日 まで
- 7 特 記 事 項

(協議済年月日) 平成 年 月 日
(決 裁 日) 平成 年 月 日

課 長	(公園整備) 担当長	(公園整備) 担当者	合 議
			公園整備担当
			みどり水辺担当長
			みどり水辺担当

様式 7

自主管理公園の施設整備に関する協議済書 （☐当初 ☐変更）

平成 年 月 日

様

平塚市長 落合 克宏

平塚市まちづくり条例第 5 4 条第 1 項の規定に基づく、自主管理公園の施設整備について協議が完了しましたので、次のとおり回答します。

記

- 1 工事着手届は、工事着手 1 週間前までに自主管理公園の施設整備に関する着手届（様式 8）を提出して下さい。
- 2 施設整備内容について変更が生じた時は、速やかに協議変更申出書を提出して下さい。
- 3 その他協議内容に変更等が生じた時は、遅延なく協議を行って下さい。
- 4 公園等工事完了後、自主管理公園の施設整備に関する完了届（様式 9）を提出して下さい。
- 5 自主管理公園の施設整備に関する完了届（様式 9）の提出の際、完了検査日の協議を行って下さい。
- 6 工事完了検査結果の通知後、速やかに公園管理者を定め、市長に報告をして下さい。
- 7 前第 6 号による自主管理公園の管理責任者届（様式 1 1）は、自主管理公園工事完了検査の結果について（様式 1 0）の通知により、完了と認められた日付以降に提出して下さい。

以 上

（事務担当はみどり公園・水辺課公園整備担当（電話 0463-23-1111 内線 2516））

様式 8

自主管理公園の施設整備に関する着手届 (□当初 □変更)

(提出先)
平 塚 市 長

平成 年 月 日

(事業者) 住 所
氏 名
電話番号

(代理人) 住 所
氏 名
担当者名
電話番号

平塚市まちづくり条例第 5 4 条第 1 項の規定に基づく、自主管理公園の施設整備について下記のとおり、工事に着手いたします。

1 開発事業の場所

2 事 業 名

3 施 工 業 者 住 所
氏 名
担当者名
電話番号

4 工 事 期 間 平成 年 月 日 から 平成 年 月 日 まで

5 特 記 事 項

(決 裁 日) 平成 年 月 日

課 長	(公園整備) 担当長	(公園整備) 担当者	合 議
			公園整備担当

様式 9

自主管理公園の施設整備に関する完了届

平成 年 月 日

(提出先)
平 塚 市 長

(事業者) 住 所
氏 名
電話番号

(代理人) 住 所
氏 名
担当者名
電話番号

平塚市まちづくり条例第54条第1項の規定に基づく、自主管理公園の施設整備について下記のとおり、工事が完了したので、関係図書を添えて提出します。

1 事 業 名

2 完了年月日 平成 年 月 日

3 添 付 図 書 ☐公園完成平面図
(☐施設平面図 ☐植栽平面図 ☐給排水平面図 ☐電気設備平面図)
☐構造図 ☐公園の求積図 ☐工事写真

(決 裁 日) 平成 年 月 日

課 長	(公園整備) 担当長	(公園整備) 担当者	合 議
			公園整備担当 みどり水辺担当長 みどり水辺担当

様式 10

平成 年 月 日

様

平塚市長 落合 克宏

自主管理公園工事完了検査結果について（通知）

平塚市まちづくり条例第54条第1項の規定に基づき、設置をしていただきました自主管理公園の工事完了検査結果について次のとおり通知します。

記

1 事業名

2 完了検査日 平成 年 月 日

3 検査結果 ☐ 工事の完了を認めます。

☐ 指示事項（手直し等）有り。

（ ）

（指示事項確認日：平成 年 月 日）

4 指示事項（手直し等）があった場合、その事項の再検査若しくは写真確認をもって完了とするため、速やかに報告をして下さい。

5 完了と認められた自主管理公園は、管理責任者届を提出して下さい。

以 上

（事務担当はみどり公園・水辺課公園整備担当（電話 0463-23-1111 内線 2516））

様式 1 1

自主管理公園の管理責任者届 (口当初 口変更)

(提出先)
平 塚 市 長

平成 年 月 日

(事業者) 住 所
氏 名
電話番号

平塚市まちづくり条例第 5 4 条第 1 項の規定に基づく、自主管理公園の管理責任者について下記のとおり、報告いたします。

1 開発事業の場所

2 事 業 名

3 管 理 責 任 者 住 所
氏 名
担当者名
電話番号

4 特 記 事 項 管理責任者に変更が生じた時は、速やかに報告いたします。

(決 裁 日) 平成 年 月 日

課 長	(みどり水辺) 担当長	(みどり水辺) 担当者	合 議
			公園整備担当長 公園整備担当 公園管理担当長 公園管理担当 みどり水辺担当

参考様式

工事完了検査調書（□提供公園 □自主管理公園）

平塚市まちづくり条例第54条第1項の規定に基づく、施設整備について下記のとおり、工事検査を完了したので、記します。

- 1 公園名
- 2 完了検査日 平成 年 月 日
- 3 検査結果

☐ 適 ☐ 否

協議申出書のとおり、施工されているため完了とします。
指示事項（手直し等）有り。
(
(指示事項確認日：平成 年 月 日)
(検査員)

(決 裁 日) 平成 年 月 日

課 長	(公園整備) 担当長	(公園整備) 担当者	合 議
			公園整備担当 公園管理担当長 公園管理担当 みどり水辺担当長 みどり水辺担当

施設整備基準編

（１．公園の配置及び形状）

公園の形状は、次の各号に定めるところによるものとする。

- （１）公園の配置は、地形、日照等の条件を勘案し、その周囲が２面以上の公道に接すること。ただし、市長がやむを得ないと認める場合には、この限りでない。
- （２）公園の敷地は、正方形等のまとまりのある整形とし、著しい狭長、屈曲、複雑な出入口のある形状であってはならない。（死角があるような形状にしてはならない。）
また、斜面地や宅地造成により生じた法面及び狭小かつ不整形な土地を含まないこと。
- （３）公園の利用面は、平坦地とする。

（２．公園敷地内の公園施設）

公園敷地内の公園施設は、次の各号に定めるところによるものとする。

- （１）公園施設は、都市公園法第２条第２項に規定される施設とし、平塚市都市公園条例に適合する整備とする。
- （２）公園敷地内に公園施設以外の施設等を設置しないこと。ただし、市長がやむを得ないと認める場合には、この限りでない。
- （３）公園内には、面積規模に従い、別表第２に定める公園施設を設置するものとする。なお、敷地条件等により適さない場合には、別途協議を行うものとする。
また、公園施設の選定は、別に定める「公園施設標準図集」に準拠すること。ただし、掲載されている以外の製品でも、協議の上、同等品以上と確認できる場合は、この限りではない。

（３．境界標の設置、管理）

提供公園には、本市が支給する境界標を設置する。また、工事に伴い一時的に撤去した境界標は、座標値より復元する。

（４．園路及び広場）

公園内の園路及び広場は、次の各号に定めるところによるものとする。

- （１）公園及び広場内の自由広場は、公園面積の５０％程度を標準とする。
- （２）公園管理用車両の通行が予想される園路については、車両過重に適した舗装構成とする。
園路幅２．５ｍ以上とする。
- （３）広場の舗装は、原則として４ｃｍ以上の石灰岩ダスト舗装とする。
- （４）広場の表面排水勾配は、０．５％程度とする。
- （５）公園の出入口は、次に定めるところによるものとする。
 - ア 公園の出入口は、利用者のための適切な位置、構造であると共に、災害時の避難場所としての利用を考慮して、原則として２箇所以上設けることとする。ただし、地形、規模、施設の配置等により、市長がやむを得ないと認める場合には、１箇所とすることができるものとする。
 - イ 設置場所は、見通しのよい場所とし、道路交差点部等に設置する場合には、特に安全面に配慮する。
 - ウ 出入口の有効幅員は、公園管理用車両等の出入り等を考慮し、最低１箇所以上を４ｍ以上

とし、原則としてアスファルト舗装、コンクリート舗装等の維持管理を考慮した舗装とする。

エ 出入口からの水平距離は、1.5 m以上の水平面を確保すること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りではない。

オ 出入口は、原則として車止めを設けることとし、構造、配置は、次に掲げるところによるものとする。

(ア) 車止めは、可動式で施錠できるものとする。

(イ) 車止めの色は、周辺環境や景観に配慮の上、計画するものとする。

(ウ) 車止めには、公園利用者の安全を考慮し、反射シートを設置するものとする。

(エ) 車止め間の内幅は、90 cm以上とし、1.4 m未満とする。

カ 出入口は、原則として視覚障害者誘導用ブロックを設けることとし、構造、配置は、神奈川県が発行する「みんなのバリアフリーまちづくり整備ガイドブック」に準拠すること。なお、前面道路に歩道が無く、道路側溝を設ける場合の段差については、道路管理者と協議をするものとする。

キ 提供公園の主たる出入口には、園名板を設置する。園名については、市長が定めるものとする。

ク 出入口は、土砂流出防止のため、横断側溝を設けることとする。なお、横断側溝の構造は、細目、鎖付き若しくはクリップ止め等とする。

(6) 前各号の規定以外は、平塚市都市公園条例第1条の4第1項別表第1の基準に適合する整備とする。

(5. 植栽等)

公園内の植栽等は、次の各号に定めるところによるものとする。

(1) 樹種は、別表第3に掲げる樹種から選定し、植栽を行うものとし、将来において高木、中木、低木、芝・地被類が一体となって良好な環境を形成するよう努めるものとする。

(2) 道路等周辺地及び公園等内の見通しを確保し、また、防犯上、樹木による死角を生み出さないこと。

(3) 高木は、将来の成長を見込んだ樹木選定及び配置とする。なお、配置の際は、選定した樹木が将来において樹木同士や構造物と接触しないように留意すること。

(4) 近隣宅地付近に植栽する場合は、宅地・宅内への日照や枝葉の越境、落葉の侵入を十分考慮すること。ただし、隣接地が共同住宅地の緑地、公共施設の場合はこの限りではない。

(5) 低木植栽は、剪定等、維持管理を考慮して、敷地境界から50 cm離れた配置とすること。

(6) 公園の緑化率は、30 %以上とする。

なお、緑化率の算定は、別に定める「敷地内の緑化基準及び緑化のてびき」に準拠すること。

(7) 植栽帯として整備する場合及び境界際が植栽帯となる場合は、客土流出防止の措置をすること。なお、その措置は、縁石等の頭出しを設けること、若しくは植栽帯の地盤面を5 cm程度、周辺地盤面より下げる構造を参考とする。

(8) 植栽する時の植穴の大きさ及び客土量は、別表第4に定めるところによる。

また、客土は、土壌改良剤(10 %)、堆肥(20 %)、黒土(良質土)(70 %)の割合で混合したものを使用すること。なお、植栽地は、厚さ30 cm以上の土壌改良を行うこと。

- (9) 植栽樹木の支柱は、別に定める「公園施設標準図集」に準拠すること。なお、支柱形式は、別表第5を参考とすること。

(6. 休養施設)

公園内の休養施設は、次の号に定めるところによるものとする。

- (1) ベンチは、遊具の配置場所、広場利用及び周辺環境等に配慮した場所に設置すること。

(7. 遊戯施設)

公園内の遊戯施設は、次の各号に定めるところによるものとする。

- (1) 遊具の選定にあたっては、各遊具メーカーによる安全領域を確保できる配置計画及び遊具選定を行うこと。

- (2) 前号に規定するもののほか、地域性に配慮した遊具を検討すること。

例えば、周辺に保育園や幼稚園等の幼児施設がある場合は、幼児向け遊具、老人ホームやデイサービス等の福祉施設がある場合は、健康遊具（説明板を含む）の検討をするものとする。

- (3) 遊具の設置は、(一社)日本公園施設業協会が発行する「遊具の安全に関する規準」に準拠すること。

(8. 照明施設)

公園内の照明施設は、次の各号に定めるところによるものとする。

- (1) 照度は、周辺環境及び環境保全に配慮の上、日本工業規格照度基準等により適正な所要照度を確保するよう配置計画を行うこと。また、公園内の照度がより均一になるように均斉度も考慮に入れること。

なお、公園灯による配置計画が周辺環境等に光害の影響が懸念される配置の場合は、アプローチライト（フットライト）や遮光板等による検討を行うこと。

- (2) 配置計画について、照度分布図を作成し、管理者と協議を行うこと。

- (3) 仕様については、次に掲げるところによるものとする。

ア 供給電力は、単相200V定額契約を原則とする。（※管理上100Vコンセントの設置が必要となる場合は、従量電灯契約とする。また、100Vコンセントを分電盤内に設置する場合は、感電防止のため、保護板を設置し、保護板を設置した状態で電源の操作が可能な構造とする。ただし、電源BOXとして別に設置する場合は、分電盤内に保護板の設置は必要ない。）

イ 公園灯は、原則としてLED灯を標準とする。

ウ 公園灯の光色は、原則として昼白色とする。また、灯具のグローブ色は、乳白色とする。

エ 照明施設は、自動点滅器及びタイマー付きとする。点検用手動スイッチを設置。

オ 照明柱及び引込柱の塗装は、原則として溶融亜鉛メッキ後、塗装仕上げとする。なお、塗装色は、周辺環境や景観に配慮の上、計画するものとする。

カ 分電盤は、最小でも30A・1回路とし、ボックスは、SUS304とする。

キ 電柱から架空線で引込柱（公園施設内設置）により引込み、照明灯等までの配線は、地下埋設方式とする。なお、埋設箇所には、埋設シートを設置するものとする。

ク 配管材料は、エフレックス管とする。また、土被りは、60cm以上とする。

ケ ハンドホルルの設置箇所は、引込柱の引下げ管路と地中管路との接合部、地中管路と建物

引込み管路との接合部、分岐箇所とする。なお、地中管路の直線区間は、50m程度に1箇所を設置するものとする。

(9. 給水施設)

公園内の給水施設は、次の各号に定めるところによるものとする。

- (1) 原則として1箇所以上の水飲みと散水栓を設置するものとする。
- (2) 水道の使用量に応じて、給水管を引き込むこと。
- (3) 給水施設の構造及び配置は、利用者の利便性、維持管理を考慮して、計画するものとする。

(10. 排水施設)

公園内の排水施設は、次の各号に定めるところによるものとする。

- (1) 排水施設は、別に定める「平塚市まちづくり条例施行規則第46条「下水道の整備基準」関係」に準拠すること。
- (2) 枳、管渠、側溝等の構造及び配置は、公園利用者の安全、維持管理を考慮して、計画するものとする。
- (3) 敷地内の表面雨水が敷地外へ流出しないように排水施設を設置するものとする。
- (4) 公園内から流出する汚水及び雨水は、公共汚水枳及び公共雨水枳に接続し、排水すること。
- (5) 排水設備を設置する上で、下水道経営課等と事前協議を行うこと。

(11. 柵及び擁壁)

公園内の柵及び擁壁は、次の各号に定めるところによるものとする。

- (1) 危険防止のため、原則として外柵等を設置すること。
- (2) 外柵の高さについては、道路側0.6m以上、隣地側1.2m以上を標準とする。ただし、特に指示する箇所については、その高さを1.8m以上とする。
- (3) 外柵基礎はメーカーが指定する基礎を用い、指定が無い場合は原則として独立コンクリートブロック基礎、土留め併用布基礎等とし、構造については、安全かつ強固なものを使用すること。
- (4) 傾斜地で、公園整備のために設ける擁壁の高さは、原則として3m以下とする。

(12. 瑕疵担保)

提供公園における公園施設の瑕疵担保は、平塚市契約規則第74条第1項に準拠するものとする。なお、遊具については、各遊具メーカーの保証書を帰属手続き時に提出すること。

(13. その他)

この基準に定めるもののほか、必要な事項は、協議して定める。

(1) 公園面積 (500 m²未満) 標準公園施設一覧表

公園施設種別	公園施設	設置施設 (規模)	適 用
園路及び広場	広場	敷地の 2 分の 1 程度	石灰岩ダスト舗装
	縁石工	1 式	
	植栽等	1 式	緑化率は、3 0 %以上とし、植栽計画は、別途協議必要。
	ベンチ	2 基	配置場所は、別途協議必要。(背もたれ無しタイプ)
遊戯施設	揺動系遊具 (ロッキング遊具)	1 基以上 ※左記の遊戯施設より選定	配置場所は、安全領域を確保すること。 ※公園面積が 300 m ² 未満の時は、揺動系遊具とする。
	上下動系遊具 (シーソー)		
	二連低鉄棒		
管理施設	車止め (可動式)	1 式	施錠可能な構造とすること (南京錠 (鍵番号 7 3 番))
	視覚障害者誘導用ブレイク	1 式	みんなのバリアフリーまちづくり整備ガイドブック (神奈川県) に準拠
	照明施設 (LED 灯)	1 式	配置計画等は、日本工業規格照度基準等に準拠すること。
	給水施設	1 式	配置計画は、別途協議必要。
	排水施設	1 式	配置計画は、別途協議必要。
	柵及び擁壁	1 式	
	条例板	1 基	
	園名板	1 基	
	水飲み	1 箇所	遊具ゾーン付近に設置。
	散水栓 (鍵付水栓)	1 箇所以上	植栽帯付近に設置

※公園施設の選定は、別に定める「公園施設標準図集」に準拠すること。ただし、掲載されている以外の製品でも、協議の上、同等品以上と確認できる場合は、この限りではない。

※網掛け部分については、自主管理公園必須条件施設とする。ただし、敷地条件等により適さない場合には、別途協議を行うものとする。

(2) 公園面積 (500 m²以上 1,000 m²未満) 標準公園施設一覧表

公園施設種別	公園施設	設置施設 (規模)	適 用
園路及び広場	広場	敷地の2分の1程度	石灰岩ダスト舗装
	縁石工	1式	
	植栽等	1式	
	休養施設	ベンチ	
遊戯施設	小型複合遊具	1基	配置場所は、安全領域を確保すること。
	揺動系遊具 (ロッキング遊具)	2基以上 (1基以上)	
	二連低鉄棒		
	上下動系遊具 (シーソー)	※左記の遊戯施設より選定	
管理施設	車止め (可動式)	1式	施設可能な構造とすること (南京錠 (鍵番号73番))
	視覚障害者誘導用ブ	1式	みんなのバリアフリーまちづくり整備ガイドブック (神奈川県) に準拠
	照明施設 (LED灯)	1式	配置計画等は、日本工業規格照度基準等に準拠すること。
	給水施設	1式	配置計画は、別途協議必要。
	排水施設	1式	配置計画は、別途協議必要。
	柵及び擁壁	1式	平塚市まちづくり条例施行規則第46条「下水道の整備基準」関係に準拠
	条例板	1基	
	園名板	1基	
	水飲み	1箇所以上	
	便益施設	散水栓 (鍵付水栓)	1箇所以上
			植栽帯付近に設置

※公園施設の選定は、別に定める「公園施設標準図集」に準拠すること。ただし、掲載されている以外の製品でも、協議の上、同等品以上と確認できる場合は、この限りではない。

※網掛け部分については、自主管理公園必須条件施設とする。ただし、敷地条件等により適さない場合には、別途協議を行うものとする。

(3) 公園面積 (1,000 m²以上 2,000 m²未満) 標準公園施設一覧表

公園施設種別	公園施設	設置施設 (規模)	適 用
園路及び広場	広場	敷地の2分の1程度	石灰岩ダスト舗装
	縁石工	1式	
	植栽等	1式	緑化率は、30%以上とし、植栽計画は、別途協議必要。
	休養施設	ベンチ	5基以上
遊戯施設	複合系遊具	1基	配置場所は、安全領域を確保すること。
	揺動系遊具 (ロッキング遊具)	3基以上 (1基以上)	
	ゾラソコ、二連低鉄棒	※左記の遊戯施設より選定	
	上下動系遊具 (シーソー)		
管理施設	車止め (可動式)	1式	施錠可能な構造とすること (南京錠 (鍵番号73番))
	視覚障害者誘導用ゾラソコ	1式	みんなのバリアフリーまちづくり整備ガイドブック (神奈川県) に準拠
	照明施設 (LED灯)	1式	配置計画等は、日本工業規格照度基準等に準拠すること。
	給水施設	1式	配置計画は、別途協議必要。
	排水施設	1式	配置計画は、別途協議必要。
	柵及び擁壁	1式	平塚市まちづくり条例施行規則第46条「下水道の整備基準」関係に準拠
	条例板	1基	
	園名板	1基	
便益施設	水飲み	1箇所以上 (1箇所以上)	遊具ゾーン付近に設置。
	散水栓(鍵付水栓)	1箇所以上	植栽帯付近に設置

※公園施設の選定は、別に定める「公園施設標準図集」に準拠すること。ただし、掲載されている以外の製品でも、協議の上、同等品以上と確認できる場合は、この限りではない。

※網掛け部分については、自主管理公園必須条件施設とする。ただし、敷地条件等により適さない場合には、別途協議を行うものとする。

(4) 公園面積 (2,000 m²以上 3,000 m²未満) 標準公園施設一覧表

公園施設種別	公園施設	設置施設 (規模)	適 用
園路及び広場	広場	敷地の2分の1程度	石灰岩ダスト舗装
	縁石工	1式	
	植栽等	1式	緑化率は、30%以上とし、植栽計画は、別途協議必要。
	休養施設	ベンチ	8基以上 配置場所は、別途協議必要。(背もたれ無しタイプ)
遊戯施設	複合系遊具	1基	配置場所は、安全領域を確保すること。
	揺動系遊具 (ロッキング遊具)		
	ゾラソコ、二連低鉄棒	5基以上 (1基以上)	
	上下動系遊具 (シーソー)	※左記の遊戯施設より選定	
管理施設	砂場 (砂場柵)		配置可能な構造とすること (南京錠 (鍵番号73番))
	車止め (可動式)	1式	
	視覚障害者誘導用ブロック	1式	
	照明施設 (LED灯)	1式	
	給水施設	1式	
	排水施設	1式	
	柵及び擁壁	1式	
	条例板	1基	
便益施設	園名板	1基	遊具ゾーン付近に設置。 植栽帯付近に設置
	水飲み	1箇所以上 (1箇所以上)	
	散水栓 (鍵付水栓)	1箇所以上	

※公園施設の選定は、別に定める「公園施設標準図集」に準拠すること。ただし、掲載されている以外の製品でも、協議の上、同等品以上と確認できる場合は、この限りではない。

※網掛け部分については、自主管理公園に必須条件施設とする。ただし、敷地条件等により適さない場合には、別途協議を行うものとする。

推奨樹種（高木、中木、低木、芝・地被類）一覧表

高 木 生育したときの樹高が 10m 以上の樹木	常 緑	アカガシ アラカシ ウラジロガシ クスノキ★ シラカシ シロダモ スダジイ★ タブノキ★ マテバシイ ヤマモモ(雄)
	落 葉	アオハダ イイギリ イタヤカエデ イロハカエデ イロハモミジ カシワ カツラ ケヤキ コブシ サクラ ハウチワカエデ ヒメシヤラ ヤマボウシ
中 木 生育したときの樹高が 5m 以上 10m 未満の樹木	常 緑	カクノミ カナメモチ キンモクセイ★ サカキ ソヨゴ ヒイラギ ヒサカキ ヒメユズリハ モツコク ユズリハ
	落 葉	アカメガシワ ウメモトキ コバノトネリコ サルスベリ ダンコウバイ ハクウンボク マメザクラ マユミ マンサク
低 木 生育したときの樹高が 5m 未満の樹木	常 緑	アオキ★ キズタ クチナシ★ サツキ★ シヤリンバイ ジンチヨウダ ツツジ トベラ ハクチヨウダ ハヤヒサカキ ヒラギナンテン ヒイラギモクセイ マサキ ヤブコウジ
	落 葉	アジサイ★ ウグイスガズラ ガズミ クサボケ クロモジ コマユミ シモツケ トウダンツツジ ニシキギ ハナйкаダ ミツバツツジ ムラサキシキブ ヤマツツジ
芝・地被類 《芝》 地表面を密に覆い美しい樹姿 《つる》 草丈が低く多年草で植物体が柔らかい 《地被類》 繁殖力が強く容易に増やせる	芝	コウライシバ ノシバ ヒメコウライシバ ブルーグラス ベント
	つる	イタビカズタ カロライナジャスミン キズタ サネカズラ スイカズラ ツルニチニチソウ ツルマサキ テイカズラ トケイソウ ノウゼンカズラ ヘデラ ムベ
		クレマチス ツルアジサイ ツルバラ フジ
地被類	落 葉	
		アジュガ イワヒバ クラピア キチジョウソウ シバザクラ セダム タマリュウ ツワブキ トクサ ヒペラヤユキノシタ フツキシウ ヤブラン リュノヒゲ

★市民の木

別表第 4

(参考) 鉢容量及び植穴容量

形状	幹周 (c m)	鉢径 (c m)	鉢の深さ (c m)	植穴径 (c m)	植穴深さ (c m)	鉢容量 (m ³)	植穴容量 (m ³)
高	10 未満	33	25	69	37	0.017	0.09
	10 以上 15 未満	38	28	75	40	0.028	0.14
	15 以上 20 未満	47	33	87	46	0.061	0.27
	20 以上 25 未満	57	39	99	53	0.11	0.44
	25 以上 30 未満	66	45	111	59	0.17	0.65
	30 以上 35 未満	71	48	117	62	0.21	0.76
	35 以上 45 未満	90	59	141	75	0.4	1.34
	45 以上 60 未満	113	74	171	90	0.74	2.28
	60 以上 75 未満	141	91	207	109	1.32	3.7
	75 以上 90 未満	170	108	243	128	2.08	5.45
木							

形状	幹周 (c m)	鉢径 (c m)	鉢の深さ (c m)	植穴径 (c m)	植穴深さ (c m)	鉢容量 (m ³)	植穴容量 (m ³)
木 低 中	30 未満	15	8	29	23	0.001	0.015

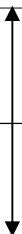
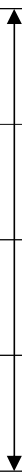
	30 以上	50 未満	17	10	33	26	0.002	0.022
	50 以上	80 未満	20	12	37	28	0.004	0.030
	80 以上	100 未満	22	13	41	31	0.005	0.040
	100 以上	150 未満	26	16	46	35	0.008	0.057
	150 以上	200 未満	30	19	54	40	0.013	0.090
	200 以上	250 未満	35	23	61	46	0.022	0.133
	250 以上	300 未満	40	26	69	51	0.032	0.188

※ (埋戻不足土量) = (鉢容量)

※鉢容量及び植穴容量は、神奈川県が発行する「土木工事標準積算基準書（土木工事編）〔Ⅱ〕」を参考とする。

別表第 5

(参考) 支柱形式一覧表

形状	樹 高		幹										備 考	
	1.5～ 1.9m	2.0～ 2.5m	9～ 14cm	15～ 19cm	20～ 29cm	30～ 39cm	40～ 49cm	50～ 59cm	60～ 74cm	75～ 89cm	90～ 119cm	120～ 149cm		
添え柱形													幼木に適用される。	
二脚鳥居 (添木付)														広場、街路樹等に適用される。
二脚鳥居 (添木なし)														
三脚鳥居														
十字鳥居														
二脚鳥居組合せ														

ハツ掛 (竹 3 本)																			大規模植込地等に適用される。
ハツ掛 (丸太 3 本)																			
布掛 (竹)																			列植等に適用される。
生垣形	1 m 当り 3 本程度植付																		中木は列植に利用。

※支柱形式は、（一社）日本公園緑地協会が発行する「造園施工管理 技術編」を参考